

第27回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和5年4月25日（火）9：30～10：36
場所：浜田市役所 4階 講堂 ABC

1 出席委員

【農業委員】（13名）

1 番 原田 義一 2 番 三浦 寿紀 3 番 佐々木京子 6 番 野上 省三
8 番 青葉 真 9 番 河崎 健 10 番 宮崎 龍生 11 番 玉田 一
13 番 大崎 健太 14 番 中田 善喜 16 番 佐々森義見 17 番 渡辺 弘之
18 番 奥迫 忠幸
〈議事録署名 6 番 野上 省三 8 番 青葉 真〉

【農地利用最適化推進委員】（13名）

1 番 前田 正典 2 番 徳田マスエ 3 番 永見 繁廣 6 番 領家 悟
8 番 岡本 定文 10 番 橋本 安延 11 番 串崎 美之 12 番 小松原常雄
14 番 河野 恒弘 14 番 近重 邦昭 16 番 田村 邦麿 17 番 岡田 勝
19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（6名）

4 番 柿元 信次 5 番 川本 聖光 7 番 岡本 健治 12 番 高橋 伸幸
15 番 林 秀司 19 番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】（5名）

4 番 小谷 保雄 5 番 小川 明人 9 番 藤若 裕香 13 番 渡邊 弘登
18 番 大谷 数義

3 総会

- (1) 会長挨拶
(2) 報告
農業用施設に供する届
令和5年3月農業委員会農用地利用集積計画の追加について
(2) 議案
議第1号 農用地利用集積計画の策定について（24件）
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
議第5号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（2件）
(3) その他

令和5年4月25日

浜田市農業委員会
会長 原田 義一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 新開事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課 : 山本農業振興係長、松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

議 長

おはようございます。ただいまから第 27 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。今月の 27 日ですが、農業委員の改選に伴います農業委員の女性登用ということで、市長や市農業委員会に対し、島根県農業会議の会長、事務局長、浜田市農業委員でもあるしまね農業委員会女性協議会会長の佐々木京子委員が女性委員を多く登用することについて要請をすることになっております。ご存知のとおり、浜田市の女性農業委員は 1 人しかおられません。あとの 2 人は最適化推進委員ということで、3 人いるからいいのではとの論もあるかと思われませんが、女性委員の割合を 30% にというのが国の方針であります。また、今年度 2 月末には、我々の農業委員会も改選でありますので、女性の農業委員を登用するように、皆様方それぞれに骨を折ってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

本日の欠席は、農業委員 4 番の柿元委員、6 番の川本委員、7 番の岡本委員、12 番の高橋委員、15 番の林委員、19 番の松山委員、農地利用最適化推進委員の 4 番小谷委員、5 番の小川委員、9 番の藤若委員、13 番の渡邊委員、18 番の大谷委員、以上、11 名の方から欠席の届出をいただいております。なお、本日の議事録の署名者でございますが、6 番の野上委員、8 番の青葉委員です。よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。「報告」は、「農業用施設に供する届」が 1 件と「令和 5 年 3 月農業委員会農用地利用集積計画の追加について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法等に基づく届出は、地目は農地のまま、農地の形状などの変更や、携帯基地局を設置するものです。許可案件ではありませんが、総会で確認いただきまして、ご意見、ご指摘等があれば申請者へお伝えさせていただきます。農業用施設に供する届「1 号」についてです。場所は、周布郵便局から約 1.1 km 南東の吉地町〇〇です。届出は、吉地町の畑、2 筆、149 m²のうち 30 m²で、農機具倉庫の設置です。工事期間は、令和 5 年 5 月 15 日から 6 月 20 日までの予定です。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断いたしました。なお、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定の「敷地面積 200 m²未満」で、農業委員会による許可は不要であり、届出により手続きを行っておられます。また、この申請地は農用地区域外で農振法の手続きも行わなくて良いこととなっております。届出の要件として、「施工に当たっては関係法令を遵守し、手続きを遺漏なく実施すること。」「周辺地域や農地に影響がないようにすること。」「当該届出のあった利用目的以外の利用をしないこと。」「事業後は、すみやかに完了届を提出すること。」などの条件があり、届出者に指導しております。続きまして、別紙「令和 5 年 3 月農業委員

会農用地利用集積計画の追加」をご覧ください。こちらの集積計画につきましては、地域基盤整備事業に必要な承認手続きであり 3 月中の処理が必要なことから、島根県との協議を行い、会長、副会長との取扱いを協議した結果、追加承認での対応とさせていただきましたので報告させていただきます。事前質問はありませんでした。報告事項は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

委員 　　（意見、質問なし）

議長 　　無いようです。それでは、議事「議案」に入ります。議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、24 件、50 筆、72,648 ㎡で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 5 月 11 日までの 14 日間、開始日を令和 5 年 5 月 1 日以降としております。これにつきまして事前質問がありましたので、農業振興係長と事務局から説明させていただきます。

農業振興係長 　　事前にご質問のありました、3 点について説明させていただきます。一つ目ですが貸借料が異なる理由について、農地利用集積計画の 1 番、2 番については、●●●に農地中間管理機構を通して一括で貸付けるものですが、水張面積に 10 アールあたり 5,000 円をかけて算出した数字になっております。8 番について、新開団地は市有農用地であり、市有農用地等貸付事業の要綱で貸付料が定められており、10 アールあたり 14,000 円になっております。貸付面積に換算して算出した金額となっております。ということで、1 番、2 番、8 番の貸借料が異なる理由となっております。二つ目ですが、旧農地保有合理化法人所有、この法人の形態ですが、先ほどの 8 番の新開団地につきましては、農地保有合理化事業で整備しまして、農地保有合理化法人が農地所有をしている形になっております。この法人につきましては浜田市と同一人格の扱いになっております。平成 21 年 12 月に農地法と基盤強化法が改正され、農地保有合理化事業が農地利用集積円滑化事業に創設されて令和 2 年に廃止されております。農地保有合理化事業が廃止されたのですが、所有農地については、従前の例で貸借できることから、「旧」をつけて旧農

地保有合理化法人として、新開団地を運用しております。浜田市と同一金額というのが実際の形態でございます。

三つめ、利用権設定が11カ月の理由ですが、栽培するのか、貸して借り手において毎年協議をされて設定しているというように伺っております。栽培については大豆を栽培する予定と伺っております。続きまして議第1号の●●●の経営に関することでございます。●●●の経営は何を栽培されるか、圃場の管理状況ですが、大豆を栽培されて、支所に確認したところ耕作放棄地を利用して、その土地を再生されるということをお聞きしております。第1議題の質問事項については以上のとおりです。

議長 議第1号について、説明が終わりました。

皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。はい、領家委員。

領家推進委員 推進委員の領家です。貸借の件でお伺いしたいのですが、普通は貸借をされる方は、畔まで管理をされているのですが、●●●は、ただ耕作して、畔の管理は全然されないのですが、こういう貸借方法を認められているのでしょうか。こういうのを認めているのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 基本的には、地権者と借主さんとの話し合いの中でされますので、そういったご指導が必要があれば、お伝えするようにはしたいと思います。基本的には両方で了解されているものと思っております。

領家委員 具体的に言いまして、●●●が賃借している農地ですが、畔の管理が全くされていなくて困る、自分も機械を扱わなければ、始めの貸し借りの時にお互いの意思疎通がされていなかったのかもですが、他の賃貸されている農地も畔の管理がされていないので、指導していただきたいと思えます。

事務局 もしその必要があれば、支所と農業委員会で調べて、草が刈っていなければ、所有者と●●●と協議しながら対応していきたいと思えます。

議長 よろしいでしょうか。

宮崎委員 ここに書いてあるのは、番地と面積が書いてあるのは、どこを基準に載っているのか。畔も入っているのか。

事務局 ここに書いてあるのは登記上の面積なので畔も含めた面積ですので、必要があれば指導していきたいと思えます。

三浦委員 この●●●が管理されているのは、中山間直接支払制度の対象になっている農地で、指定されている農地なのでしょうか。

事務局 事務局で詳細な資料はありませんが、三隅支所からの情報によれば耕作放棄地を再生して利用しているということなので、今時点では、中山間直接支払の対象地域ではないと思われます。

三浦委員 中山間直接支払の関係は5カ年の期限がありますので、途中で入れるのは難しいと思いますが、またそういった制度が始まれば、その制度を利用して耕作放棄地の解消、また全体のエリアを管理するのに補助金も入って楽になるのではないかと思います。

農業振興係長 ●●●については、中山間直接支払制度と多面的機能支払交付金の制度は活用できていません。平地ですので傾斜もなく、三隅側沿いになり、地形的に中山間直接支払の制度は活用できません。

議 長 三浦委員、いいでしょうか。この他ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。無いようですので採決に入ります。

この集積計画につきましては、農業委員さん、推進員さんの決議をお願いいたします。農用地利用集積計画について原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~全委員 挙手~

議 長 挙手全員により承認といたします。

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 農業の健全な発展に寄与することを目的とする農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく農地の所有権移転や農地の転用などについて審議をお願いいたします。

農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。

「1号」について説明します。場所は、旭町●●●の田、1筆、1,060㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、県外に在住、耕作困難である。譲受事由は、自宅に近く、耕作しやすい。父親が利用権設定していた農地を息子が所有権移転後耕作する。付近の方も了承済みです。取得後の作付けは、水稻育苗と野菜です。周辺農地との関係については、被害対策は十分に行い、他に被害が生じた場合は、誠意をもって対応すると申請されています。

「2号」について説明します。場所は、金城町●●●の田畑、3筆、4,552㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、地区外に在住、耕作困難譲受事由は、該当農地に近く、

今後、稲作等を行いたいため、取得後の作付けは、水稻と野菜です。周辺農地との関係については、集落営農や経営体への集積等の取り組みへの支障、農業の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したいと申請されています。

「3号」について説明します。場所は、旭町●●の畑、1筆、767㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、他の土地とあわせて農地を管理していたが、管理が困難となるため売却したい。譲受事由は、建物にあわせて、利便性が良く耕作しやすい該当農地を購入し、野菜などを栽培したい。現在、譲受人は、旭町●●から旭町●●に転居する予定で、同居する3名で農地を管理し、周辺の農地に迷惑をかけないように注意すると申請されています。また、その他、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処すると申請されています。

「4号」について説明します。場所は、金城町●●の田畑、2筆、618㎡で、贈与による所有権移転です。譲渡事由は、平成20年に父より相続、弟に貸付け野菜を栽培してもらっているが、自分では耕作困難なため、弟に譲与したい。譲受事由は、兄の希望により、申請地を譲り受けて、耕作するものです。申請地は水が来ないため、取得した後も畑として譲受者の息子さんが耕作していく予定です。その他、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処すると申請されています。1号から4号まで、すべての案件につきまして、現地確認等により、農地法第3条第2項に該当しない農地（「許可に該当しない農地ではない」農地）で「すべての農地を利用すること、労働力、地域との関係」をみて、問題がないと判断いたしました。

なお、3条許可申請では、下限面積要件がなくなりましたので、お配りしております「農地法の下限面積廃止について」を参考にご覧ください。

事前質問がありました。議第2号3条1号について譲渡人はいつまで耕作したいかとの質問ですが、譲渡人の父親が死亡されてから、利用権設定により譲受人の父が継続して耕作しておられました。議第2号3条2号について、集落営農や経営体へは集積しない理由は何か、レンタル機械の貸出先はどこかということですが、レンタル機械については、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、運搬車を近隣の親戚から借りて耕作されると伺っています。農地取得後は、自作されます。事前質問については以上です。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。1号につきまして、16番 佐々森委員もしくは 田村委員、補足説明がありましたらお願いします。佐々森

委員。

佐々森委員

4月の15日に田村推進委員と一緒に、現地に確認に行っていました。写真にあるとおり、ビニールハウスが2棟建っておりまして、1棟は育苗とか、トマトの苗に利用されておられます。もう1棟は葉物野菜に利用されるそうです。以上です。

議長

2号と4号につきまして、13番大崎委員お願いします。

大崎委員

事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議長

3号につきまして、10番宮崎委員もしくは橋本委員補足説明がありましたらお願いします。

宮崎委員

事務局から連絡があったとおりです。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員

(質疑なし)

議長

無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手、全委員 ～

議長

挙手、全委員です。承認いたします。

続きまして議第3号、農地法第4条の規定による許可申請は、1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。「農地の所有者など権利を有する者自らが、農地を農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用を行う際」、制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。「1号」について説明します。資料をご覧ください。場所は、三隅町●●●の田畑、2筆、214㎡です。転用目的は、宅地ですが、昭和47年頃に所有者の祖父(亡)が無断転用したため、始末書が添付されています。被害防止対策等は、雨水は前面道路側溝に流し、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対処すると申請されています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域内の用途指定なし、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。許可の判断は、住宅化が進んでいる生産性の低い農地と判断で、農地法第4条第6項に該当しない農地(地域における及び集積に影響を及ぼさない)と判断しました。その他、詳細内容につきましては、始末書と農地転用事業計画書をご覧ください。以上です。

議長

ご審議のほど、よろしくお願いします。続きまして、担当委員から補足説明が

ありましたらお願いします。「1号」につきまして、「17番 渡辺委員 もしくは岡田委員」補足説明がありましたらお願いします。

渡辺委員

4月11日に現地を確認いたしました。とくに問題はないと思います。先ほど、事務局から説明があったとおりです。以上です。

議長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

無いようですので、採決に入ります。

「第4条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手 全委員 ～

議長

挙手、全委員です。承認いたします。

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、3件です。

事務局から説明をお願いします。事前質問ありましたら併せてお願いします。

事務局

農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。次第と資料をご覧ください。

「1号」について説明します。場所は、野原町の畑、1筆、1.49㎡です。転用目的は、公衆用道路です。この案件は、農業委員会の許可を令和4年9月27日総会で受け、工事に着手されましたが、未許可の農地に進入路が越境して着工し、すでに施工されているため、顛末書が提出されています。堅固に施工するため、隣接地に迷惑を及ぼすことはないと言われています。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地です。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断し、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断（都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調つたもの）いたしました。

「2号」について説明します。場所は、日脚町の畑、1筆、228㎡です。転用目的は、宅地造成で、当該農地周辺は宅地化が進み、居住地域としての需要が見込める地域であるので、分譲住宅用の土地として整備したいという申請です。工事期間は、令和5年10月31日までの予定です。被害防止対策については、宅地内の雨水は地下浸透により、各宅地への進入路に側溝を敷設し、市道内の既存の道路側溝に接続、隣地との境にはブロック壁等の土留を設置されます。その他、被害が周囲に及ぶおそれはないと思われませんが、万一被害が生じた場合は、転用事業者の責任において対処されます。農地区分は、

農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、第3種農地となります。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断し、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断（都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調つたもの）いたしました。

「3号」について説明します。場所は、金城町の畑、1筆、120㎡です。転用目的は、駐車場で、社宅用の駐車場として整備されます。工事期間は、令和5年12月31日までの予定です。被害防止対策等は、被害のないよう施工を行うとともに、土砂流出を防ぐなど、被害防止には万全を期す。周辺の農地への影響はないと思われるが、万一被害が発生した場合は、県警当事者間で話し合い、責任を持って対処するという申請です。農地区分は、農用地区域外、都市計画区域外で、農業公共投資（土地改良事業、他の補助事業）の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しました。許可の判断は、周辺農地は宅地化が進んでいるため転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当と判断しました。

事前質問がありました。議第4号5条1号の顛末書に工事ミスとあるが、申請ミスではないかとの質問でしたが、工事ミスということで確認しました。工事の際に、隣接の登記簿地目が農地の土地も含めて工事されたため、隣接の農地を分筆し、誤って工事した部分を申請されています。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。1号につきまして、19番-長野委員お願いします。

長野推進委員 先般、事務局と現地確認いたしました。内容については、事務局から説明があったとおりでございます。顛末書も出てはおりますが、こういった工事については、事業者におかれましては、慎重な対応が必要だと思いますので、今後いろいろな場面での竣工状況の指導等、的確にお願いをしていく必要があるのではないかと思います。慎重なご審議のほどお願いいたします。

議長 「2号」につきましては、「前田委員」お願いします。

前田委員 先日、農業委員会事務局2名と原田会長の4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 「3号」につきまして、「13番-大崎委員」お願いします。

大崎委員 事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。その他、皆様方からご意見質問ありましたらお願いします。ありませんか。はい、三浦委員。

三浦委員 質問をさせていただきました。昨年9月に申請された図面を見て、この度の図面と

どこが接点なのかわからない。昨年の図面には該当の地番が出てこない。そもそも申請の時の地図の出し方を検討していただきたい。

事務局 該当地域は地籍調査が完了していないため、その時その時に整理されていく形になっているため、どうしてもそういったことが発生してしまったものです。

議長 他にありますか。無いようですので、採決に入ります。「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認といたします。続きまして、議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）は、2件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法施行の昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、浜田市農業委員会においては、自然荒廃や耕作放棄により長期間放置が概ね20年経過し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付しております。次第と資料をご覧ください。

1号は申請がありましたが、許可要件に該当しないので取り下げられましたので2号から説明します。場所は、国分町です。この案件につきまして、申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、土地改良事業も実施されていない第2種農地です。現況確認等により、再生困難な農地として現況原野として判断いたしました。

3号については、議第2号の3条3号申請の隣地です。場所は旭町です。申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、土地改良事業も実施されていない第2種農地です。現況確認等により、再生困難な農地として現況山林として判断いたしました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。2号につきまして14番 中田委員をお願いします。

中田委員 今月11日に担当者と推進委員と一緒に現地確認を行いました。以前は果樹園でしたが、現在は大木も生え復元は無理だと思いますのでよろしくお願いします。

議長 3号につきまして、10番 宮崎委員をお願いします。

宮崎委員 事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いします。それから農業委員会とは関係ありませんが、この周辺の宅地、物件、周辺の農地含めて地元の方が購入されることになっております。以上です。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

～ 挙手 全委員 ～

議 長

挙手、全委員です。承認といたします。

そのほか、事務局から何かありましたらお願いします。

その他、委員の皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第27回総会を終了します。

終了 午前 10 時 36 分